

意見書案第6号

えん罪の発生を防ぐとともに、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月30日

東近江市議会議長  
西澤由男様

提出者

東近江市議会 総務常任委員会  
委員長 西村和恭

## えん罪の発生を防ぐとともに、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、犯人とされた者や、その家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない人権侵害です。

我が国では、憲法に無実の者が誤って処罰されることのないよう、刑事手続きにおける基本的人権の保障と公正な裁判を実現すべく規定を置いています。しかし、再審の手續について定める刑事訴訟法「第四編 再審」(再審法)は、再審請求手續に関する詳細な規定がないことから、再審請求審において裁判所がどのような権限を行使できるか明らかではなく、過去のえん罪被害者の救済には多くの困難と長い年月を経ることとなっています。

えん罪が速やかに解決されない根本原因は、この再審法の不備にあるにもかかわらず、実質的な改正が行われなかったことに由来します。

近年、再審により無罪判決が確定するまでの何十年もの長すぎる歳月がかかっている現状に対し、再審法改正の必要性が喫緊の課題として国民に認識されるに至っています。

えん罪の発生を防ぐとともに、不幸にしてえん罪が発生した場合、これを速やかに救済することは、国の基本的責務です。

よって、国会及び政府におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 日

東近江市議会議長 西 澤 由 男

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
法務大臣	小 泉 龍 司 様
衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様